

東村山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

上記の議案を東村山市議会に提出する。

平成 25 年 6 月 3 日提出

提出者 東村山市長 渡 部 尚

東村山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

東村山市国民健康保険税条例（昭和 35 年東村山市条例第 6 号）の一部を別紙のとおり改正することに議決を得たい。

説明 地方税法の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 3 号）の公布等に伴い、本案を提出するものであります。

東村山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

東村山市国民健康保険税条例（昭和35年東村山市条例第6号）の一部を次のように改正する。

附則第16項中「附則第44条の2第3項」を「附則第44条の2第4項及び第5項」に、「第36条」を「第35条第1項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年1月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の東村山市国民健康保険税条例附則第16項の規定は、平成26年度以後の年度分の国民健康保険税について適用する。

東村山市国民健康保険税条例の一部を
改正する条例

新 旧 対 照 表

凡例 _____改正箇所

新 条 例

附 則 (昭和35年東村山市条例第6号)

(東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例)

16 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第44条の2第4項及び第5項の規定の適用を受ける場合における附則第4項(附則第5項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、附則第4項中「第35条第1項」とあるのは「第35条第1項(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号)第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。)」と、「同法」とあるのは「租税特別措置法」とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年1月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の東村山市国民健康保険税条例附則第16項の規定は、平成26年度以後の年度分の国民健康保険税について適用する。

旧 条 例

附 則 (昭和35年東村山市条例第6号)

(東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例)

16 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第44条の2第3項の規定の適用を受ける場合における附則第4項(附則第5項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、附則第4項中「第36条」とあるのは「第36条(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号)第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。)」と、「同法」とあるのは「租税特別措置法」とする。